

「(次期) 北九州市障害者支援計画（仮称）」の策定等について

現計画の概要

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
北九州市障害者支援計画 (第3期北九州市障害福祉計画を含む)					
<ul style="list-style-type: none">○ 平成24年2月策定○ 具体的な事業目標の設定 全162事業○ 計画期間：平成24年度～平成29年度○ 「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」を包含					
市町村障害者計画					
<ul style="list-style-type: none">○ 障害者基本法第11条に基づく計画○ 平成24年度～29年度					
市町村障害福祉計画					
<ul style="list-style-type: none">○ 障害者総合支援法第88条に基づく計画○ 第3期 平成24年度～26年度 ○ 第4期 平成27年度～29年度					

次期計画の概要

30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
(次期) 北九州市障害者支援計画（仮称）				
<ul style="list-style-type: none">○ 平成30年2月策定（予定）○ 「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」を包含				
市町村障害者計画				
<ul style="list-style-type: none">○ 計画期間：平成30年度～平成34年度○ 本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定				
○ 障害計画の事業目標の設定				
市町村障害福祉計画				
<ul style="list-style-type: none">○ 第5期 平成30年度～32年度○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定				

〔内閣府所管〕「**障害者基本計画**」とは、

障害者基本法第11条

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**障害者基本計画**」という。）を策定しなければならない。

第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「**市町村障害者計画**」という。）を策定しなければならない。

〔厚生労働省所管〕「**障害者福祉計画**」とは、

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるもの。

障害福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

障害福祉計画が目指す目的

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成29年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

障害福祉施策の動向

